

各幼稚園長 様
各小・中学校長 様

天草市教育委員会学校教育課長

学びの保障を確保するための体育の授業等におけるマスク着用について

このことについて、体育保健課長補佐から天草教育事務所指導課長を通じて事務連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症の感染対策については、日ごろから万全を期していただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、今なお、感染者はいつどこで発生してもおかしくなく、本県においてもこれまでに感染対策を講じていたにも関わらず複数校で感染者が発生しており、現在も予断を許さない状況が続いております。感染者が発生した学校においては、直ちに、保健所による聞き取り調査が行われ、感染者の行動履歴等から濃厚接触者を特定しておりますが、これまでの事例から、濃厚接触者の特定は、マスク着用の有無が大きく影響しています。濃厚接触者に特定された児童生徒は感染している可能性があり、学校全体の感染拡大にもつながる可能性があります。このようなことから、濃厚接触者は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止となり、この期間は、授業や定期考査を始め、修学旅行等の学校行事、さらに、学校外で行われる進学試験や部活動の対外試合、検定試験等にも参加できなくなります。

このため、万が一、校内で感染者が発生した場合においても、他の児童生徒が濃厚接触者とならないために、マスク着用などの感染対策を徹底する必要があります。

つきましては、令和2年5月27日付け天教第276号で通知の「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」では、体育の授業においては、児童生徒間の距離を2m以上確保することや授業前後の手洗い、不必要な会話・発声を行わないことなどの指導を行っていただければ、必ずしもマスクの着用は必要ありませんとしておりますが、これから熱中症発生リスクが低い季節となることから、今後は、当面の間、下記を参考に体育の授業等におけるマスク着用について、適切な対応がなされますよう貴園・貴校において周知願います。

なお、体育の授業以外においても、同様にマスク着用の徹底をお願いします。

記

- 1 児童生徒間の距離を2m以上確保した運動であっても、呼気が激しくなる運動の場合等を除いて、できる限りマスクを着用させること。
- 2 マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動を控えるとともに、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保して休憩させること。
- 3 更衣室でもマスク着用を徹底させること。また、できる範囲で、更衣場所のスペース確保を工夫すること。

- 4 主運動以外の場面（例として、挨拶、点呼、準備運動、整理運動等）においてもマスク着用を徹底させること。
- 5 教師においても、上記に準じて体育の授業等ではマスクを着用すること。
- 6 なお、進学試験等の行事を間近に控えている生徒に対しては、当該行事の2週間前から、特にマスク着用を徹底させ、感染のリスクが低い活動を実施するなど配慮をすること。

天草市教育委員会 学校教育課

担当 川端 智紀

Tel 0969-24-8813

Fax 0969-23-2171

メール kawabata-to@city.amakusa.lg.jp